

発表論題(和文)	環境財務会計の理論的考察
発表者氏名・所属(和文)	松尾 敏行 株式会社リコー
発表論題(英文)	A Theoretical Study on Environmental Financial Accounting
発表者氏名・所属(英文)	Toshiyuki Matsuo Ricoh Company, Ltd.
キーワード(4語)	環境財務会計、資産・負債概念の環境的拡張、推定上の債務、環境的便益

発表要旨本文及び参考文献

I 資産概念の拡張

国際会計基準審議会 (IASB) フレームワークが挙げる資産の本質は、将来の経済的便益の流入であり、かかる経済的便益流入の可能性が高く (probable)、かつ信頼性をもって測定が可能であることが資産の認識要件であった。

カナダ勅許会計士協会 (CICA) は1993年に、環境コスト (「事業活動の結果として生ずる環境負荷を予防、削減、修復するための、または資源を保護するためのコスト」) を適切な期間に賦課する問題を取り上げた。ここでは特に固定資産の取得、建設または開発以後に固定資産に関連して発生する環境コストを将来の便益に関連付けて資本化することが可能であるか否かについて、「将来便益の増加アプローチ (IFBアプローチ)」と「将来便益の追加コストアプローチ (ACOFBアプローチ)」の2つのアプローチが検討された (表1)。

表1 環境コスト資本化に関する2つのアプローチ

<p>○将来便益の増加アプローチ (The increased-future-benefits approach: IFB)</p> <p>固定資産に関連する新たなコストが資本化されるためには、かかる資産による将来の期待経済的便益の‘増加’を伴わなければならない。コストが‘過度’な場合は、それは将来便益の増加をもたらさない支出を表しており、したがってそれは本質的に損失である。</p> <p>○将来便益の追加コストアプローチ (The additional-cost-of-future-benefits approach: ACOFB)</p> <p>固定資産に関連する新たなコストは、それが資産から得られる‘将来の’期待経済的便益の追加コストであると考えられる場合に資本化される。コストが発生した結果として、かかる将来の期待経済的便益が増加する場合もあるかもしれないが、必ずしも増加する必要はない。</p> <p style="text-align: right;">[CICA (1993) pp. 28-30]</p>
--

これについて筆者は、企業が実施する環境保全目的投資をより適正に財務会計に反映させる立場からACOFBアプローチを支持する。すなわち、環境保全目的投資の価値は、「環境的便益」の獲得能力にあるのであって、その効果は物量的な効果 (環境保全効果) である。このような将来の環境的便益を根拠とした環境コストの資本化を行うことがより適正な財務会計につながるものと考えからである。

すなわち資産概念を以下の通りに拡張し、経済的便益に加えて環境的便益の獲得能力を資産の認識要件に加えることが妥当となるのである (表2、下線が拡張部分)。

表2 「資産」概念の拡張

資産とは、過去の事象の結果として特定の企業が支配し、かつ将来の便益が当該企業に流入すると期待される資源をいう。

ここで、資産が有する将来の便益とは、経済的便益または環境的便益に直接的に又は間接的に貢献する潜在能力をいう。

経済的便益とは、企業への現金及び現金同等物の流入をいう。

環境的便益とは、エンティティの内外において現存するもしくは将来生じる環境負荷の予防・緩和・修復または資源の保護をいう。

II 負債概念の拡張

国際会計基準審議会 (IASB) フレームワークが挙げる負債の本質は、将来の経済的便益の流出であり、かかる経済的便益流出の確実性および測定信頼性が負債の認識要件であった。

環境問題に関連する債務の多くは不確実性が高いと考えられる。また他方では近年企業が法的要求レベルを超えたより高いレベルの環境保全取り組みを実行する例も見られる。しかしながらこれまでは、不確実性の高さを理由に多くの環境債務がオンバランス化されることがなかった。さらに法的要求を超えて企業が自主的に負担する将来の環境コストについては、従来の負債の認識基準（法的債務および偶発債務）からは負債計上は難しかった。

法的債務および偶発債務のいずれによっても認識されない自主的環境コスト負担に適用可能で、負債概念の環境領域への拡張の鍵となるものが「推定上の債務」である。推定上の債務とは、企業がある特定の責務を受諾することを外部者に対し表明し、その結果、企業がそれらの責務を履行するであろうという妥当な期待をこれら外部者に抱かせた場合に当該企業の行動から生じる債務である。これにより企業の自主的環境活動のコストが、企業のコミットメントおよび社会の合理的期待のもと負債計上されうることとなる。

そこで筆者は、推定上の債務を負債認識要件に加えた負債概念の拡張を次のように提案する（図表3、下線が拡張部分）。

図表3 「負債」概念の拡張

負債とは、過去の事象から発生した特定の企業の現在の債務（法的または推定上の）であり、これを履行するためには経済的便益または環境的便益を有する資源が当該企業から流出すると予想されるものをいう。

ここで推定上の債務とは、企業がある特定の責務を受諾することを外部者に対し表明し、その結果、企業がそれらの責務を履行するであろうという妥当な期待をこれら外部者に抱かせた場合に当該企業の行動から生じる債務である。

また、環境的便益とは、エンティティの内外において現存するもしくは将来生じる環境負荷の予防・緩和・修復または資源の保護をいう。

発表者プロフィール（共同発表者を含め400字以内）

1984年3月、一橋大学経済学部卒業、（財務会計）、

1984年3月、株式会社リコー入社（現在に至る）

2005年3月、中央大学大学院国際会計研究科国際会計専攻修士課程修了、修士(国際会計)、

2005年4月、横浜国立大学大学院国際社会科学研究所企業システム専攻博士課程後期入学
（博士学位請求論文提出中）／研究分野：環境財務会計